

一八四

普通の場合に於ては、二百五十立方呎を下ることを許さず。又た時間外労働の場合には、四百立方呎を制限とし、工場室内の温度に就ても、亦規定を設けたり。又た危険防止に就ては、工場法に特に危険なる工場の閉鎖、及設備の改善を命じ得ることとし。事故の届出及調査に關し、特別の規定を設け、機械の危険なる部分、例令ば機械、モートル、調革、滑車等には、危険を豫防すべき設備即ち障壁、又は欄柵等を設くるの規定ありと共に、汽罐の定期検査、防火避難の設備に關しても、亦干渉を受くるものとせり。獨逸に於ては、千八百九十一年の工業法に依り、工業主は業務の性質の許す範圍内に於て、職工の生命健康上の危害を豫防すべき施設を爲すを命じ。殊に採光換氣を十分ならしめ、塵埃、粉末、瓦斯の飛散を防止するの装置を爲し、機械の危険なる部分に危険を避くるに必要なる装置を爲し、且つ火災より生ずる危害に對し、労働者保護上必

一八五

要なる設備を爲し、且つ危害の豫防に必要な規則を制定するを要す。其他工業主は善良なる風俗の維持に必要な施設を爲すを要し。災厄保險法は、其組合が危害豫防設備の準則を定むることとせり。佛國は、千八百九十三年及千九百三年に發布せる法律を以て、設備に關する規定を設け。作業場の清潔、通風、塵埃、粉末、瓦斯の除去、危険の防止、作業場外の食堂等の設備に就き、命令を發し。其他工業主の施設に係る、寢室に關する規定あり、又た特に健康に害ある業務、例令ば鉛を使用する業務、又は洗濯業に關する規定を設けあり。奧太利は、千八百八十五年の法律を以て、工業主に危害豫防上、衛生上風紀上必要なる施設を爲すことを命じ。且つ災厄保險法の規定を以て、保險者が災厄を豫防すべき施設を要求するの制にして獨逸と略同一なり。其他匈牙利、瑞西、白耳義、和蘭等の諸國も亦、概ね法律を以て、危

一八六
 害豫防及衛生上の理由に依りて、工場設備に關する規定の設けあるものとす。

七 災厄の補償又は救護に關する規定

職工が業務上より受けたる災厄、即疾病又は負傷或は變死等に對し、其原因工場主又は工場監督者の懈怠過失に出づるときは當然民法の規定に依り、之が損害賠償を要求するの權ありと雖も。業務の性質上避くべからざると、又は原因不明なる場合には、職工は法律上何等の賠償を求むる餘地なきを以て、其家族と共に自己の薄命に泣くの外途なきのみならず。之が理否を法廷に争ふは、職工等の容易に爲し得る所にあらず。加之此の場合に於ても、職工は雇主に對し、其懈怠過失なるを證すること至難なると。職工が死亡し又負傷せる場合に、遺族又は

家族が、之が爲めに賠償要求を提起するが如きは、事實出來能はざる所なるのみならず、之れが經費の支出すら、覺束なきや明らかなり。故に縱令賠償の權ありとするも、之を實行するは到底不可能の事なりとす。且つ工場内の装置、完全にして缺點を存せず、工場主又は工場監督者の行爲に、何等過失懈怠と認むべき過誤なくして、負傷變死等したるときは、全く其職工の過誤に出づると雖も、一層深く其原因を研究するときは、此くの如き危険は、元と其業に附帶するものにして、之が爲めに危害を受けたりとせば。職工は其事業の犠牲となりたるものにして、其罪は獨り職工にのみ歸し難き事由の存在するも、亦賠償を與ふるの已を得ざるを認めざるべからず。而して是等罹災者を、救拯するに要する費用は、寧ろ其事由に因て生ぜらるゝ物品の製造費中の一部として、之を需要する公衆の負擔に歸すべきものなれども、一般公衆より賠償

を得ることの難きや勿論なるを以て。一旦之を雇主より徴收し、其製品の一部として、更らに之を公衆の負擔に歸すべきを以て順序なりとすべし。現今歐洲各國に於ては、職工の負傷又は死亡の災厄に關しては、普通の賠償法理に依らず、是が爲めに特別法の規定を設け。雇主の負ふべき責任の範圍を廣め、甚しきは其原因の如何に係らず、其雇主より一定の賠償金を徴せしむるは、即ち此の理由に依るに外ならざるなり。而して災害の賠償法として、最も進歩せるものは、労働者災害保険法なりとす。此の方法は、強制的に工場主又は工業主をして、其備使する各職工に對し、常時保険掛金を支拂はしめ。一定の場合に於て、災害を受けたる職工は、一時支拂保険金、又は保険年金を受くるの制是なり。次に以上述べたる二種の救護法に關し、各國に於て、現に行はるゝ法制の要領を示すべし。

甲 特別賠償法(又は雇主責任法)

此法制を設くるものは、英國、佛國、白耳義、丁抹、北米合衆國等にして、其内容は多少の異同ありと雖も、其精神に至つては皆同一なるものなりとす。先づ英國に於ては、千八百八十年從來の法律に改正を加へて、労働者の保護を勉めたるも、尙ほ多數の工業主が、職工をして法律上の損害賠償を要求せざることを、契約せしむるものありしを以て。千八百九十七年初めて労働者賠償法を設け、千九百六年更らに之に改正を加へ、工業主の賠償義務を擴張せり。今該法の要點を擧ぐれば賠償を受くべき労働者の範圍は、工場労働者のみならず、一般労働者及役員使用人にも及び、労働又は其結果として生じたる災厄の賠償を規定し。職工は自己の重大なる過失又は故意にあらずして、死亡の場合には如何なる原因に依るを問はず、十四日以上労働に従事する能はざる時、又は

死亡の場合には、一時金又は毎週の手當金を受くるを得べく。又同法に於て特に注目を要するものは、鉛、燐、砒石、水銀等より生ずる疾病は、死傷の場合と同一に取扱はるゝこと是なり。而して賠償の金額は區々なれども、一家を維持する職工死亡の場合には、賃銀五ヶ年分を支給するものとし、最少額百五十磅、我が千五百圓、最高三百磅、我が三千圓なりとせり。又た佛國に於ては、千八百九十八年の法律を以て、業務災厄の賠償法を制定し、労働者の工業主に對する賠償要求權を擴張し、労働者は災厄の爲めに四日以上勤務不能に陥り、又は死亡せるときは、年金及賠償金を受くるの權利を有するものにして、其賠償金の支拂に關しては、労働者を政府の承認せる共濟組合に加入せしむると、普通保險會社と契約すると、又は自己の資金中より支拂ふとを問はず、政府は之に干渉し且つ保證を與ふるものなり。白耳義に於ては、千九百三年法律

を以て、業務上の災厄に對し、工業主の責任法を規定し、七日以上労働不能に陥りたる場合、又は死亡の場合には、賠償の義務あるを規定せり。且つ同國に於ては、千八百九十年「レオポール」二世即位二十五年記念として、業務災厄賠償基金を設け、災厄に罹りたる職工に、其幾分の救済を與ふるの制あり。

乙 災厄保險法

災厄保險法を制定せるものは、獨逸、澳太利、匈牙利、瑞西、伊太利等の諸國にして、其の最も整頓せるは獨逸國なりとす。而して同國に於ては、工業主の賠償義務に關しては、民法に對する特別規定を設けたるのみならず、強制保險の制度を設けたるものにして、今其概要を摘記すれば。各製造所工場及鑛山、採鹽所其他各種の工業に従事する職工（但し一年二千「マーク」以上の賃銀又は俸給を受くる者は除外す）に對し、其雇主は

一九二

一般に同業組合を組織し、其組合に於て相互主義を以て、保険を爲さしむ。其保険料は都て工業主之を支拂ひ、凡そ就業中危害を受けたる職工は、自己の故意に出でたるもの、外、都て保険金を受くるの權を有するものとす。其保険金額は、負傷の場合に於ては、十四週間目より其職工の前年間の平均賃銀、又は其土地の普通平均賃銀の高に應じ。全く労働に堪へざるものは、右賃銀の六割六分を與へ。多少の労働に堪ふるものは、其程度に應じて支給額を定む、尤も十三週迄は疾病貯金の支出に由て救助を受くるものとす。又死亡したる場合には、一日賃銀二十倍に相當する埋葬料を與へ、且其寡婦又は遺兒の再婚又成長に至る迄、死亡者の得たる賃銀の一割五分乃至二割を與へ、其職工の外給養者なき尊族親に對しても、亦賃銀の二割を給與する等なり。而して特に帝國保險局の設けありて、一般労働者の保険のことを統轄管理せしむ

るものとす。伊太利は主として獨逸に模倣して、労働者の危害保険法を制定したるものにして、大要異なる點を見ずと雖も、保険掛金の一割は職工の負擔と爲すこと及特別の保険所を設置せしむること等に於て、稍其趣を異にせるものなりとす。

八 其他の場合に於ける保護及救濟

職工の疾病に罹り又は廢疾となり、或は職を失ふて糊口の途に苦む場合に之を保護し、死亡したる職工の寡婦又は孤兒を救濟することは、頗る必要の擧なるを以て、是を爲めに特別なる保険を設くるの必要を見るに至れり。但是、の災禍は寧ろ工業以外の原因に基くものなるを以て、彼危害保険、如く之を工業主の負擔に歸すべきに非ざると同時に、強て職工をして其全部を負擔せしむるは彼等の堪へ能ふ所にあ

らず。且つ其保險算定に必要な統計上の材料も、亦往々不充分なるが爲に、確然たる計算を立つること能ざるの困難あり。是等の理由に因り、強制的に之を遂行せしむるに就ては、尙異論の存するあり。要するに此種の保險に關する制度は、今尙研究中に在りと云ふべし。今各國に於ける法制を見るに、獨逸に於ては、一般職工に關し疾病、養老、廢疾及寡婦孤兒の保險を強制し、埃太利に於ては、疾病保險を強制するの外。諸外國は未だ強制的制度を取るものなく、保險に加入すると否とは、之を各人の自由に放任し、唯該保險に關し特別の規則を以て其整備を圖り。又は之が爲めに國立の保險所を設け、又は私立の保險機關に、補助金を與ふる等を以て通例とせり。而して獨逸及埃太利に於て行ふ、此保險の強制方法は、前段述べたる、災害保險と主義を同くし、大同小異なるを以て之を省略すべし。只獨逸及埃太利の疾病保險法の掛金は、工

業主の補助金は三分の一にして、他は職工の負擔するものとす。獨逸に於ける其他の保險は、職工及工業主に於て各折半して之を負擔し、而して政府も一人に付一時に一定の金額を補給するの制なり。

九 執業規則に關する規定

執業規則に關する規定は、工場内に於ける就業の順序、雇傭契約の要項、賞罰の方法等其他職工の就業方法並に其心得に、必要な規則を設くべきは、工業主當然の所置にして、敢て法令を俟つの要なきが如しと雖も。往々之より生ずる弊害を認むるのみならず、各工場に一樣の規定を普及せしむると同時に、工業主の職工の傭使上、不正當なる規定を設けざらしむる爲めと、及び豫め其の規定を明確にし以て、他日の爭議を減ずる爲めに。法令を以て之に關する規定を設け、執業規則内に掲

記すべき事項を定め、且つ之を制限し、並に之を審査して認可するの必要あり。依て歐洲二三の先進國は、特に執業規則に關する規定を設くるものとす。瑞西、獨逸、埃太利等皆其設けあり。

獨逸に於ける規定は、二十人以上の職工を使役する工場に於ては、其創業後四週間に、工場規則を設くべきことを規定し。其規則中に掲記すべき事項は、毎日の始業及終業時間、賃銀支給法、解約豫告期限、豫告なくして解約し得る場合、懲罰の方法、過料金の使用方法等とす。過料金は普通の場合に於ては、賃銀の半額を超ゆべからずして、其過料金は必ず職工の利益の爲めに使用するを要し、又た工場規則は之を實行するの前、職工の意見を聞くを要す。而して凡そ執業規則にして、法令に違反する規定を有するときは、下級行政官廳の命令を以て、之を改正せしむるものとす。埃太利及び瑞西に於ける法律も、略之に類するを以

て省略すべし。

十 工場監督官吏に關する規定

法律の規定する所、如何に綿密周到にして完全なりとするも、之を實行するに非ざれば、徒法死文たるを免かれざるや勿論なり。故に之が實施機關として、各國皆監督官吏の規定を設けて、工場法の運用上些少の洩漏なきを期せり。今監督官吏の職責を摘記すれば、(一)職工保護に關する、各種法令實施の状況を監査し、尙進で職工保護に關する、將來の政策を定むるの資料を調査し。(二)其法令の實施に必要な機關となり。又(三)職工と工業主との間に立ちて、常に其の間を調和することに注意し、並に職工を救護するに必要な個人の施設を誘發獎勵する等の機關となるものなり。而して其組織は極めて區々なれども、大要は

中央政府又は地方行政機關の任命を以て、特別の監督官を置き、常時各工場を視察監督し、其法令の違反を糾し、工場内設備の缺點を補充することを命じ。又一個人として種々の注意を工場主に與へ、並に雇主職工間の紛議を仲裁する等の事務を遂げしむるにあり。各國に於ける監督官の組織を述べれば、英國に於ける監督官の組織は、中央に一名の監督官長を置き、監督事務を統轄せしめ、其の下に危険工業、纖維工業、電気工業、貸銀衛生に關する事項に關し、夫々擔任の監督官を置き、且つ地方に各區域擔任の地方監督を置くものとせり。現今監督官總數二百名にして、内十八名は婦人なりといふ。又主任監督官は、各地方に證明醫師を任命し、事故の臨檢及び健康證明書の作成に當らしむ。又地方官は衛生警察事務に關して、監督官に協力するを要するものとせり。佛國は、千八百九十二年に其組織に改良を加へ、全國を十一監督區に分

ち、各區に一名の監督官を置き、更らに各區を分ちて數小區となし、小區監督官を置く。而して是等の監督官は、中央政府の任命する所にして、俸給は國庫の支辨する所なり。其職務は前述する所と略同じきを以て省略すべし。其他各國に於ける規定も亦之と類似せり。

第四 労働時間と労働効程に就て

二〇〇

泰西に於ける古代の經濟學者及工業家は、職工の就業時間長ければ長き丈、其利益は増加するものなりとの見解を有し、且つ之を誠なりと信じたるが如し。故に當時の工業家は、可成的機械の運轉時間を長からしめんことを望み、労働時間の短縮を以て最も不利なるものとせり。現に彼の有名なる千八百三十八年、英國に於ける十時間法案の議會に提出せられたる時に、セニオル氏は、公開狀を以て十時間労働の不法にして、英國木綿工業を萎微衰廢せしむるものなるを論じ、工業の利益は、就業時間最後の二時間に生ずるものと痛論し、當業者も亦「セニオル」の所説を以て至當なりとせり。然るに後千八百六十三年「エジンボロ」に開かれたる社會學大會に於て、氏は前説の誤謬にして、十時間労働を

各種の工業にも適用すべきことの利益なることを自白主張するに至り。之れと共に各國の經濟學者は、該問題に關する研究調査を進めたる結果と、工業家も亦其實際上の經驗より自己の誤れることを發見せるより。今や兩者共に労働時間の制限は、何等工業上苦痛を與ふるものにあらずして、却て其結果は職工の體力精神共に健康活潑となり、労働の効程を助長し、從て其利益をも増進するものなることを覺るに至れり。而して該疑問に對し、最も有力なる例證と解説とを下したるものは、獨逸の碩學「ブレンタノー」氏にして。氏の學説が、更らに適確なるを證したるものは、同國「フライブルグ」大學教授「シユルツエーゲ」氏にして。氏は「ブ」氏の學説を奉じて、英國の木綿工業及「マルチン」の「ザクセン」に於ける織物業とに就きて、精細なる研究を遂げて其裏書を爲したるものなり。其他最近理學者として英名を博せる「エル

二〇二
 ンスト、アツベ「教授の如き、自身の管理せる「イエナ」に於ける世界有数の眼鏡製造所として知らるゝ、「ツァイス」工場に於て實驗せる所を發表して、勞働時間に關する學說の誤りなきを公にして、其論據愈々鞏きを致せりといふ。

若し果して、歐米に於て勞働時間と勞働効程とに關する所見が、斯の如く一定したりとせば。我邦に於ける實況如何は、吾人の大に注意すべき問題なるのみならず、之が研究は一日も怠るべからざる最重の事なりといはざるべからず。然るに吾人の寡聞なる之に關する學說を聞く事久しきに拘らず、實際的例證を示したるものあるを聞かず、頗る遺憾とする所なりき。此に於て吾人淺學短才固より其任にあらずと雖も、身幸に工場監督に在るを以て、之れを實驗調査せんと欲したるは、實に今を去ること數年前のことに屬す。然かれども機未だ熟せずし

て止みたりしが、昨年政府が多年の懸案たる工場法案の編成を終り、之れを公表して其可否を問ふや、世論轟々として一は一非各所説を異にしたり。殊に紡績業者は、時間の制限及び夜間の就業を禁止する旨の規定を見、是れ紡績業を滅亡せしむるものなりといへ。或は之れが爲めに紡績業者の、唯一の市場たる支那地方に於ける貿易は、皆無となるべしと強迫し。或は輸出のみかは内地の需要だも、辨ずるに足らざるに至るべしと唱導して、當局者を威嚇せり。爲めに工場法案は見事失敗に終りて、當局者は法文に不備の點ありと稱して撤回せり。此に於て吾人は最早猶豫すべきにあらず、果して營業者の云ふが如く、我邦に於ける工業上勞働時間の制限が、爾かく不利にして、機械の運轉時間を延長するの有利なりや、實際に就いて研究調査せんことを期し。最近二ヶ年間即ち明治四十一年及四十二年の兩年度に於ける、我社印刷部

に於ける日常の成績に就き調査を開始したり。而かも右調査に就き何等職工長職工其他に警告する所なかりしを以て、其の数字の眞なること及職工をして其間に於ける豫備行爲を爲すべきの餘地を與へざりしものとす。今吾人の調査せる結果は、左の如し。

明治四十一年自十二月印刷部勞働時間數及一時間平均の勞働成績表

月 別	機械總察數	一ヶ月總勞働時間	一時間平均仕上高
一 月	三〇	三八一、〇	一二、弱
二 月	同	五八八、五	一一、同
三 月	同	六一九、五	一一、同
四 月	同	五五四、〇	一一、同
五 月	同	四八五、〇	一三、同
六 月	同	四一六、〇	一三、〇
七 月	同	四二五、五	一二、弱

明治四十二年自十二月印刷部勞働時間數及一時間平均の勞働成績表

月 別	機械總察數	一ヶ月勞働時間	一時間平均仕上高
一 月	三〇	三七五、〇	一二、弱
二 月	同	五九〇、五	一一、〇
三 月	同	六六九、〇	一二、強
四 月	同	五八〇、〇	一三、弱
五 月	同	四三一、〇	一二、同
六 月	同	三三三、〇	一三、強
七 月	同	三九九、〇	一二、弱

八月	同	三五五、五	一四、同
九月	同	三九二、五	一三、同
十月	同	五四三、〇	一二、同
十一月	同	四二四、〇	一一、同
十二月	同	五九四、〇	一四、同

備考 仕上高の噸數は印刷料紙五百枚を以て一噸と稱す

因是觀之、一時間平均の仕上高最も多きは、常に労働時間の最も少き四十一年八月の三百三十八時間に對する十三噸強、及び四十二年六月の三百三十三時間に對する十三噸強なることにして。且つ其他何れの月に於ても、比較的労働時間少き時は、却て一時間平均の仕上高多きことなり。是れ即ち何を意味するものなるか、云ふ迄もなく労働時間短きときは、職工の労働能率の大なることを示すものにして労働時間の長きは必ずしも労働率を大ならしむるものにあらざることを言明

するものをいふべし。加之一般印刷業者の一ケ年間、最も多忙時期にして労働時間の長きは、毎年末十二月を以て然りと爲す。然るに同業者一様に一ケ年を通じて、利益の最も少なきは十二月に如くものなしとは、一般に唱ふる所なるより見るも、已に其の誤りなきを知るに足るものあるを信ず。

尙之れと同時に注意すべき事は、労働時間を延長して夜業等を爲したる場合に於ける製品即印刷物の良否に就きて調査せるの結果なり。吾人多年の経験によれば、印刷物が常に鮮明を缺き、刷色一様ならず、或は刷色に濃淡を生じ、或は印刷枚數を誤算し、或は刷り損紙の數多き等は、皆な晝間の執業にあらずして、概ね夜間若しくは徹夜業に於て印刷せるものなるは、吾人の日常目撃する所にして。之等粗惡なる印刷物は、往々顧客の信用を損し、或は全然之を損失と爲す場合多きも亦是

算するは斯業の通則とす
一、人員は毎月十名宛を選びて一ヶ月づゝ十五ヶ月間試験したるものとす

是れ即ち全然八時間労働の効程が却て九時間労働に勝るものあるを示すものにして、時間の短縮が却つて好成績を表はす事を立證せるものと云ふべし。

以上述ぶる所により考ふるに、今や泰西に於ける労働時間と其効程に關する學説の、我邦に於ても亦信すべきものある事を知るに足ると共に。歐米の工業家又は企業家が、一時は工場法に反抗し、或は十時間労働の不法をも唱へたるにも拘らず、其誤れることを知るや。翻然として多年固執の所説を棄てたるの卓見は、先進國の工業家として吾人の羨望に堪へざるものなりと云ふべし。知らず本邦工業家の態度果

して如何、吾人は諸氏にして若し之れが反證のあるありとせば、謹んで之を聞かんと切望とすると共に、將來に於ける研究を要求せんと欲するものなり。

然り而して政府當局者は、昨年撤回せる工場法を修正して、公私官民に諮問し、工業界に於ける研究論難贊否未だ定まらざるが如し。故に吾人は一は學者社會の參考に供し、併せて工業家の調査資料たらしめんとを期し、茲に其調査の一端を公表する所以なり、讀者乞ふ諒之。

明治四十五年四月十日印刷
明治四十五年四月十八日發行

工場法要義
定價金六拾錢

不許
複製

著者 豐原又男
東京市牛込區市谷加賀町二丁目卅三番地

發行者 星野定治郎
東京市京橋區南紺屋町一番地

印刷者 山下注連雄
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所 株式會社秀英舍第一工場
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所

東京市京橋區
南紺屋町

電話京橋 一九〇一
振替東京二〇五五四

一星社

立教高等女學校長
神學士
家庭雜誌主筆
家庭新報主筆

小林彦五郎先生
村田天籟先生共著

最新刊

婦人 修養と實際

定價九拾錢
郵稅八錢

外見の華美を衒ひ輕躁浮薄に流れ温良貞淑の美徳を失はんとする婦女の多き世、誰か情理を辨じ、家政整理の任に當り夫を以て内顧の憂なからしめ、子女訓育の重責を全ふすべき眞妻賢母を求めざる男子あらんや、茲に見るなり經世に志ある女子教育の大系、小林彦五郎先生及家庭研究の大家村田天籟先生兩氏合議に依りて本書を發刊せられたり載る所、家政、婦道、教育、女禮、育兒、衛生、裁縫、料理、音樂、茶道、生花、等各編に亘り努めて平易に説き趣味と實益とを併せたるもの、殊に積裝最も高尚内容外觀の美を備へたる近來絶好の著書なり

空前の廉價

クロスと和裝金文字入 ○紙數四六版 四百頁
口繪十二度摺石版最美婦人押花の圖 ○製本優雅

家庭の必備

國家の健全は家庭の完備により發達を成す、家庭の完美は本書の研究により生ず、本書の愛讀者は家庭の圓滿者なり

發行所

東京市京橋區南紺屋町一
振替口座東京〇五五四

一 星 社 (電話京橋 一六一五)

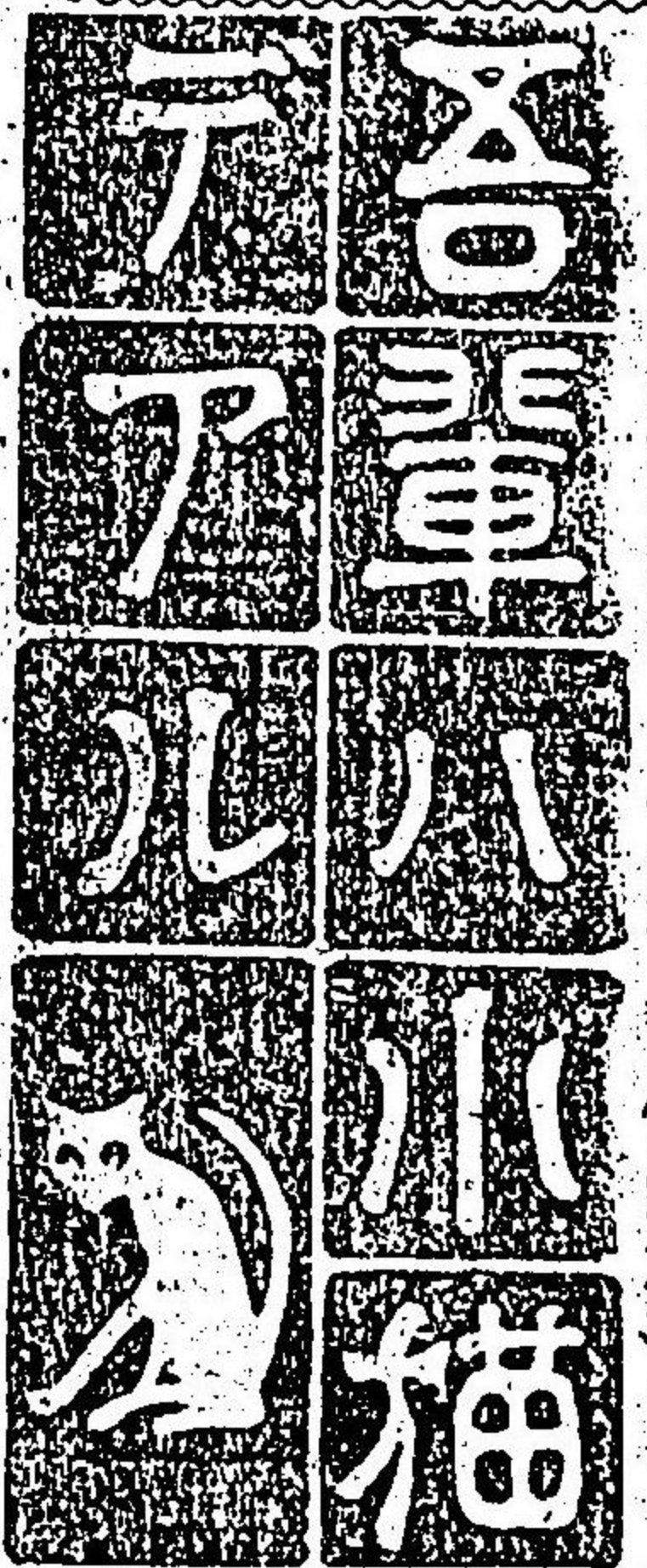
日本大學 法學士 岩崎徂堂君著 最新刊

本日 富豪名家の教訓

クロスと金文字入 四六版四百八十頁餘
口繪寫眞版八頁
正價金壹圓
郵稅金八錢

本書は現代の大富豪岩崎、三井、住友、澁澤、安田、本間、貝島、藤田、市島、諸戶、濱口、其他全國屈指の富豪名家三十八氏が有する成文不文の家憲家訓店則等を網羅し致富の由來と成功の徑路とを詳述し世の功名利達を欲する者鉅萬の富を得るも守成を全ふして祖先を辱めざるも一に本書の教ふる所を守るに在り眞箇是れ破天荒の珍書なり

花の山芳霧著 (第五版出來)



本綴洋裝美水色刷 定價二拾八錢
木版六判百八十頁 郵稅六錢
本書は小貓が生れてから青年になるまで人間に交つて成長した、状態を吐いたもので、而も生意氣なる氣焔を吐き、子供に悪戯を罵り、無邪氣に迄倦まざる滑稽を演じ讀者をして始終

發行所

東京市京橋區南紺屋町一
振替口座東京〇五五四

一 星 社 (電話京橋 一六一五)

眞に興味多き讀物

前警務長判事植松金章君 現辯護士植松金章君 日本中央大學法學士岩崎祖堂君 中央大學法學士植田鹽惠君 合著

再版 最新 巡查看守受驗答案

四六判三百餘頁
定價四十五錢
郵稅四錢
郵券代用一割増

巡査の大募集警視廳に於ては目下大多數の缺員あるより今回全
本書を熟讀研究せしめ如何なる受驗者も必ず合格すべし

日本中央兩大學 法學士 岩崎祖堂君著最新刊

再版 改正 諸税法正解

四六版三百餘頁
振假各付
定價金四拾四錢
郵稅共

今回改正若は諸税法を掲げ新
新に發布せし諸税法を掲げ新
對照して註解を加へ且實例を示し二讀各
目次
印紙税法、營業税法、登録税法、相続税法、砂
糖酒稅法、狩獵稅法、織物稅法、取引所稅
法、賣藥稅法、民事訴訟用印紙法、商事非訟事
件印紙法、砂礦區稅法、他租條例、宅地價修
正法、酒精造石稅檢豫及過除法、關稅定率法其他

發行所 東京市京橋區南紺屋町一
振替口座東京二〇五五四

一星社 (電話京橋
一六一五)

法學博士 穗積陳重先生序
東京帝國法學博士 笈克彦先生閱

最新刊 法律學說研究

クロース金文字入
菊判三百七十頁
定價壹圓參拾錢
郵稅拾錢

法律學主題は法律なり。故に法律を修むる者は必ず法律學說を知らざるべからず然るに我
學界此種の著作に乏しく同學の士の甚だ遺憾とする處なり。著者茲に鑑みる處あり。普ねく
諸書を涉獵して本書を公にす。篇中古今の法律學說を類聚し一々之が所旨沿革を詳説す。
寔に學界の寶典たり。敢て法律研修者の必讀を勸む

伯爵 大隈重信閣下序 法學士辯護士 寺田四郎君 栗山博君合著

最新刊 選舉法改正論

四六判貳百七十頁
定價六拾錢
郵稅四錢

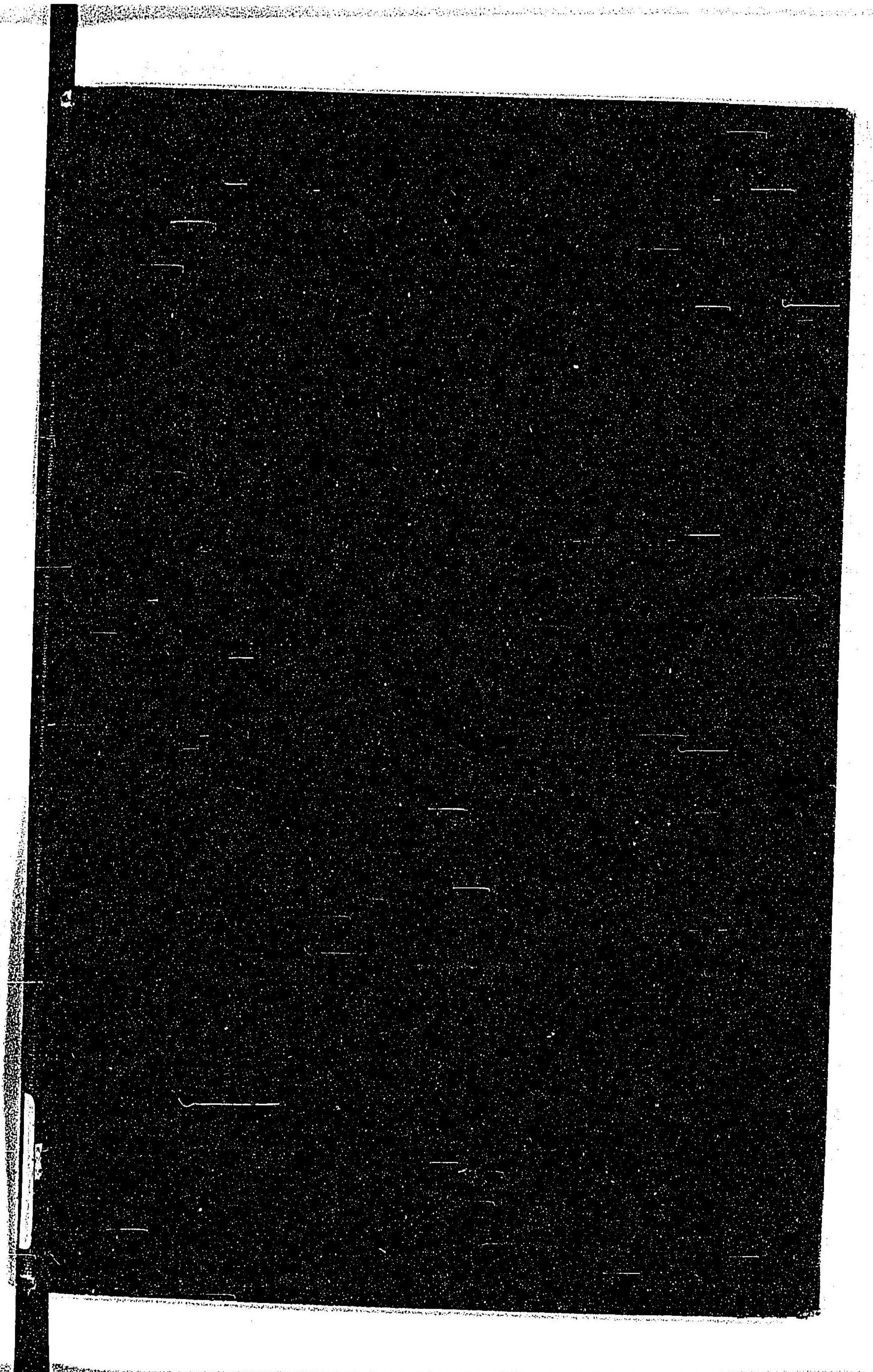
選舉法は國民公權の消長に關する所にして國民の一日も是を忽諸に附する能はざるは言を
俟たず。今や是が改正案は朝野の一大論戰となれり甲は賛し乙は駁し喧々囂々として其決
する處を知らず。著者茲に見る所ありて。此書を著す。編中收むる處選舉法一般の概念よ
り説きて大小選舉區制の可否に論及す。考證精確行文雄健蓋し近來の快書なり

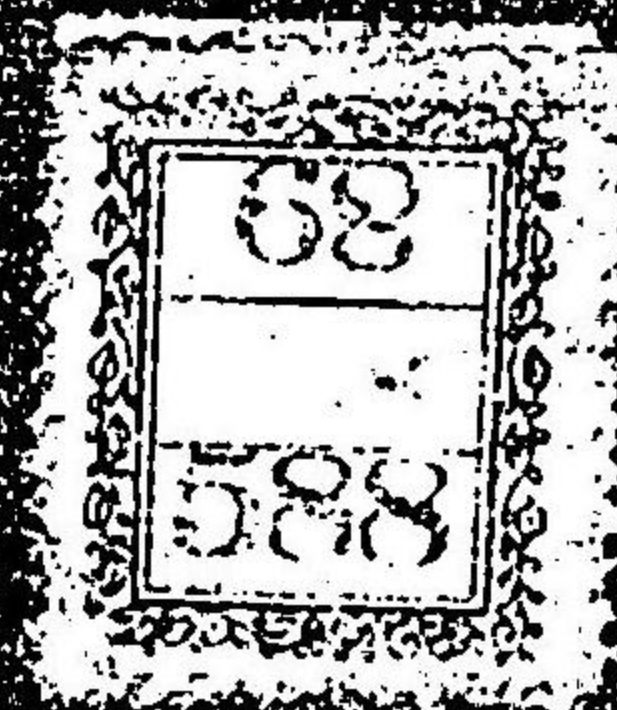
發行所 東京市京橋區南紺屋町一
振替東京貳〇五五四番 一星社 電話京橋
一九〇二捌 目黒書店、北隆館
東京堂、至誠堂

[The left page of the manuscript is mostly blank, showing only faint, illegible traces of text.]

[The right page of the manuscript contains several columns of text, which are extremely faint and illegible due to the quality of the scan. The text appears to be organized into a structured format, possibly a list or a table, but the individual characters and words cannot be discerned.]

89
888





037561-000-3

68-588

工場法要義

豊原 又男 / 著

M45

BBU-0176

